仕 様 書

1 委託業務名

高齢者食生活改善事業等業務

2 事業目的

「食べること」を通じて栄養改善を行い、高齢者の身体機能、生活機能、免疫機能を維持・ 向上させ、QOLの維持・向上を図るもの。

3 従事者

従事者は、業務の受注者(以下、「受注者」という)に所属する者(以下、「管理栄養士」 という。)で、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 管理栄養士免許及び栄養相談活動等の経験を有する者。もしくは栄養士免許を有し、 地域における栄養相談活動等の経験が5年以上で北九州市(以下、「市」という。)が管理栄 養士と同等の能力をもつと認めた者。
- (2) 当該事業と同等の業務実績があり、事業の内容を把握している者。
- (3) 地域団体等に対し相談、集団指導、調理実演、衛生指導等の実績がある者。

4 従事場所

市の指定する場所

5 実施対象

- (1) おおむね 65 歳以上の市民
- (2) 営利を目的としない地域の団体で、市が管理栄養士派遣を認めるもの
- 6 実施(派遣)回数(予定)

年間 700 回程度(最大)

- ※ 依頼状況による
- ※ 令和6年度実績:1日最大10件程度派遣

7 実施手順

- (1) 市は業務依頼書を受注者に送付し、受注者は従事する管理栄養士を決定した後、市に返送する。
- (2) 管理栄養士は、市の指定する担当者又は依頼団体担当者と実施内容について事前に打ち 合わせを行う。
- (3) やむを得ず従事者を変更する場合、受注者は速やかに代替者を調整後、市に連絡する。
- (4) 管理栄養士は業務を実施する。
- (5) 管理栄養士は業務実施報告書を実施月の月末までに区役所又は保健福祉局に提出する。
- (6) 委託業務完了後、受注者は市の指定する方法により市に委託料を翌月 10 日までに請求 し、市は委託契約に基づき委託料を支払う。なお、配布資料等については市が負担し、会場

使用料及び調理実習を行う場合の費用等は、市または依頼団体が負担するものとする。

8 業務内容

市の指定する場所で以下の業務を行う。

- (1-1) 個別相談:食卓相談
 - ア 対象者に合った資料等の準備、指導内容検討
 - イ 食事バランス、フレイル・低栄養予防、生活習慣病予防等、個人の実情に応じた相談
 - ウ 相談記録票(食生活チェック表)等の作成及びモニタリング関係書類郵送準備
 - エ 事業評価票の作成等
 - オ 会場設営、片付け
 - カ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(1-2) 個別相談:イベント型個別相談

- ア 依頼団体や区役所等との事前打合せ
- イ 栄養指導媒体を活用し、個人の実情に応じた相談(フレイル・低栄養予防、生活習慣病 予防等)
- ウ 必要に応じて試食材料等物品の調達、試食準備、試食配布
- エ 会場設営(栄養指導媒体の搬入、展示含む)、片付け
- オ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(2-1)集団指導:企画型料理教室

- ア 区役所等との事前打合せ
- イ 高齢者の栄養の大切さ、必要量等に関する講話(フレイル・低栄養、生活習慣病予防 (減塩)等)及び調理実習における調理指導
- ウ 教室の前後の時間における個別相談(希望者)
- エ 会場設営 (栄養指導媒体の搬入、展示含む)、片付け
- オ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(2-2)集団指導:シニア食育講座

- ア 依頼団体や区役所等との事前打合せ
- イ 高齢者の栄養の大切さ、必要量等に関する講話もしくは調理実演等(フレイル・低栄養、生活習慣病予防(減塩)等)
- ウ 教室の前後の時間における個別相談(希望者)
- エ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(2-3) 集団指導: サロンで健康づくり

- ア 依頼団体との事前打合せ
- イ 「高齢者の介護予防に関する質問票」等を活用し、高齢者の栄養に関する講話(フレイル・低栄養、生活習慣病予防(減塩)等)、料理カードを使った演習、簡単料理の紹介 (調理実演を含む)等

- ウ 試食材料等物品の調達、試食準備、試食配布
- エ 教室の前後の時間における個別相談(希望者)
- オ 市が指定するアンケートの実施及び集計(実態把握、評価)
- カ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(3-1)支援事業:地域活動支援

*地域団体やグループ等に対し、必要な食生活改善の支援

- ア 区役所との事前打ち合わせ
- イ 対象者に必要な食生活改善(献立・資料作成支援、調理・衛生指導等)の支援を実施
- ウ 必要に応じて試食材料等物品の調達、試食準備、試食配布
- エ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(3-2)支援事業:食生活改善推進員による訪問事業

- ア 区役所等との事前打合せ
- イ 食育アドバイザー養成研修において高齢者の栄養に関する講話(フレイル・低栄養、生活習慣病予防(減塩)等)
- ウ 事業事前説明会等において、食育アドバイザーを対象に高齢者に対する食に関する支援 等の助言
- エ その他、市と協議の上決定した事項の実施

(3-3)支援事業:ふれあい昼食交流会実施支援事業

- ア 区役所との事前打合せ
- イ 試作会及びふれあい昼食交流会等において、北九州市食生活改善推進員協議会会員に対 して調理指導及び衛生指導等を実施
- ウ 市が指定するアンケートの実施及び集計(実態把握、評価)
- エ その他、市と協議の上決定した事項の実施

9 その他

(1)業務計画書の提出について

契約締結後、受注者は速やかに業務計画書を提出すること。

(2) 暴力団関与における契約の解除について

暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明した ときは、市は契約の解除を行うことができるものとする。

(3) 守秘義務について

この事業に関与及び従事する者もしくはした者は、業務上知り得た個人情報の内容をみ だりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(4)個人情報の取り扱いについて

この事業に関与及び従事する者もしくはした者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の遂行にあたっては個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(5)記載されていない内容について 市と協議して対応する。